

第5 経理の状況

1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、通則法、機構法、省令、その他の機構の財務及び会計に関して適用又は準用される法令、業務方法書及び会計規程に準拠して作成されます。

2. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

当機構では、機構法第15条に基づき、以下に係る業務を区分して経理しております。

- ①福祉貸付事業に関する業務、医療貸付事業に関する業務、社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対する経営診断・指導事業に関する業務、福祉保健医療情報サービス事業に関する業務及びこれらに附帯する業務（一般勘定）
- ②社会福祉振興事業者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究・知識の普及・研修を行う業務及びこれらに附帯する業務（長寿・子育て・障害者基金勘定）
- ③社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する業務及びこれに附帯する業務（共済勘定）
- ④道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務及びこれに附帯する業務（保険勘定）
- ⑤厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う業務及びこれに附帯する業務（年金担保貸付勘定）
- ⑥労働者災害補償保険法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う業務及びこれに附帯する業務（労災年金担保貸付勘定）

(2) 財務諸表の作成

- ①当機構は、通則法第38条第1項により、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下、「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされております。また同条第3項により、厚生労働大臣は財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされております。
- ②当機構は、通則法第39条により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとされております。なお、同法第40条により、会計監査人は、厚生労働大臣が選任することとされております。
- ③当機構は、通則法第38条第4項により、上記の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならないとされております。

(3) 利益及び損失の処理

- ①当機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、通則法第44条第1項若しくは第3項の積立金として整理しなければならないとされております。
- ②当機構は、通則法第44条第2項により、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、通則法第44条第1項による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないとされております。

(参考) 民間の会計基準との主な相違は次のとおりであります。

区 分	独立行政法人会計基準等	民間の会計基準 (※)
①退職給付引当金	長寿・子育て・障害者基金勘定以外の勘定については中期計画等において客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれるため計上しない。	「退職給付に係る会計基準」、「同注解」及び「退職給付会計に関する実務指針」に基づく会計処理による。
②賞与引当金	同上	翌事業年度に支給される賞与であって、当期の勤務に係る部分について計上する。
③法令に基づく引当金等	省令第15条に基づき、共済勘定においては支払資金、保険勘定においては責任準備金を負債として計上している。	将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上する。
④特定の償却資産の減価に係る会計処理	当機構が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額している。	償却資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用に計上する。

(※) 「民間の会計基準」は、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会による「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」(平成13年6月19日)において示された企業会計の最新の基準であります。

3. 監査証明について

当機構の財務諸表は、通則法第38条第2項により、監事及び会計監査人の意見を付さなければならぬとされており、

4. 連結財務諸表について

子会社は存在しないため、連結財務諸表は作成しておりません。

5. 財務諸表等

以下、当機構における平成15年度(10月～3月期)財務諸表を、また事業団における平成15年度(4月～9月期)財務諸表を掲載しております。